

ロシア連邦  
連邦法  
ロシア連邦の産業政策について

2014 年 12 月 16 日 議会下院採択

2014 年 12 月 25 日 議会上院承認

(連邦法 2015 年 7 月 13 日付第 216-FZ 号、2016 年 7 月 3 日付第 365-FZ 号、2017 年 12 月 31 日付第 486-FZ 号、2018 年 6 月 27 日付第 160 号、2019 年 8 月 2 日付第 290-FZ 号  
による改正を含む版)

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 本連邦法による規制の対象

本連邦法は、ロシア連邦における産業政策が立案および実行される際に、産業活動主体、産業活動支援インフラストラクチャーの構成に含まれる組織、ロシア連邦の国家機関、ロシア連邦構成主体の国家機関および地方自治機関の間において発生する諸関係を規制するものである。

### 第 2 条 産業政策における法的規制

1. 産業政策における法的規制は、ロシア連邦憲法および連邦憲法関連法に準拠し、かつ、本連邦法、本連邦法に基づいて採択されたその他の連邦法、個々の経済部門の産業政策における諸関係を規制する連邦法、ならびに産業政策における諸関係を規制するロシア連邦のその他の法令文書およびロシア連邦構成主体の法律その他の法令文書にしたがってこれを実行する。

2. 本連邦法は、アルコールを含有する飲食物およびアルコール製品の製造業、ならびにタバコ製品の製造業に係わる諸関係には適用しない。

### 第 3 条 本連邦法で用いる基本用語

本連邦法では、以下の基本用語を使用する。

1) 産業政策 — ロシア連邦の産業ポテンシャルの強化および競争力のある製品の生産実現をめざす法的、経済的、組織的およびその他の面での施策の総体

2) 産業的生産業（産業） — 全ロシア経済事業種別分類表に基づき、地下資源採掘業、製造業、電力・ガスおよび蒸気供給業、エアコンディショニング業、上下水道業、廃棄物回収処理業ならびに汚染処理業に属すると規定されるものの総体

- 3) 産業活動主体 — ロシア連邦の領土、ロシア連邦の大陸棚およびロシア連邦の排他的経済水域において産業活動を行う法人および個人事業主
- 4) 産業活動促進策 — 国家機関、地方自治機関および産業活動支援インフラストラクチャーの構成に含まれる組織が行う法的・経済的および組織的行為であって、産業政策の目標達成をめざすもの
- 5) 産業部門 — 全ロシア経済事業種分類表に基づく単一または複数の経済活動種類の単一または複数の分類群の枠内で、産業活動を行う主体の総体
- 6) 産業製品 — 産業活動を実施した結果として生産された商品
- 7) ロシア連邦で同等品が生産されていない産業製品 — 本連邦法第6条第1項第2号が定める基準を満たす産業製品であって、類似の技術的および性能的特性を備えていることで同じ機能を果たし、不利益になることなく取り替えることを可能にするようなロシア連邦領内で生産される製品によって代替することができないもの
- 8) 産業インフラストラクチャー — 産業活動の実行に必要とされる不動産ならびに輸送およびユーティリティインフラストラクチャー施設の総体
- 9) 産業活動支援インフラストラクチャー — 産業活動促進策を実行する営利組織および非営利組織
- 10) 産業製品生産体制確立 — 産業活動主体がこれまで生産したことのない産業製品を生産することができるようになる、またはこれまで生産してきた製品の生産規模を大幅に拡大することができるようになるような施策で、固定資産の運用開始準備および運用開始、生産プロセスの開発および改良、ならびに産業製品生産の実践的技能の習得も含まれる
- 11) 国家産業情報システム — 産業部門の現状およびその発展予測に関する情報を含む連邦国家情報システム
- 12) インダストリー（産業）パーク — 産業的生産業の創出または産業的生産業の革新を目的とする産業インフラストラクチャー施設であって、ロシア連邦の法制度にしたがって設立された営利組織または非営利組織である管理会社が管理するものの総体
- 13) 産業クラスター — 地域的近接性および機能的依存関係によって産業上結ばれ、単一または複数のロシア連邦構成主体の領域内に所在している産業活動主体の総体
- 14) エンジニアリングセンター — 生産プロセス構築および製品（役務、サービス）販売の準備、ならびに産業施設、インフラストラクチャーおよびその他の施設の建設および操業の準備に係わるエンジニアリング・コンサルティングサービス、ならびに予備設計および設計のサービスを提供する法人
- 15) 管轄機関 — ロシア連邦政府が定めた産業政策担当の連邦行政機関
- 16) 軍産複合体統合機構 — 共同事業を行う複数の法人の集合体であって、それ自体は法人ではなく、ロシア連邦大統領またはロシア連邦政府の決定に基づいて設立され、その一員たる一つの法人がその他の法人が下す決定を左右することができるもの

17) 軍産複合体統合機構統括組織 — 軍産複合体統合機構の一員であって、他の法人が下す決定を左右することができる法人

18) テクノロジーインフラストラクチャー — 科学技術活動またはイノベーション活動の実施に必要とされる不動産および設備の総体（本項は2018 年 6 月 27 日付連邦法 160-FZ 号により追加）

19) 産業テクノパーク — 産業インフラストラクチャーおよびテクノロジーインフラストラクチャー施設であって、産業活動主体が産業製品生産体制確立と科学技術的成果の商業化を目的とした産業生産および（または）科学技術活動および（または）イノベーション活動を実施するためのもので、かつロシア連邦の法にしたがって設立された営利組織または非営利組織である管理会社が管理するもの（本項は2018 年 6 月 27 日付連邦法 160-FZ 号により追加）

20) テクノロジー — 知的活動の成果が客観的形態で表現されたものの総体であって、一定の種類の産業製品生産のための技術的基盤とらうるもので、発明、実用新案、工業意匠、電子計算機向けプログラム、またはロシア連邦民法典第 7 章に基づく法的保護の対象となるその他の知的活動の成果、ならびに技術的データその他の情報など、ロシア連邦民法典第 7 章に基づく法的保護の対象とされない知的活動の成果の様々な組合わせを含むもの（本項は2019 年 8 月 2 日付連邦法第 290-FZ 号により追加）

21) 統一的生産プロセス — 全ロシア経済事業種別製品分類表が定める単一または同時的複数の種類の製品の生産に必要とされる生産工程および技術工程であって、科学的小および実践的な裏付けを有するものの総体。（本項は2019 年 8 月 2 日付連邦法第 290-FZ 号により追加）

#### 第 4 条 産業政策の目的、課題および原則

1. 産業政策は以下をその目的とする。

1) 国家経済を原料輸出型発展からイノベーション型発展に移行させることを可能とするハイテクノロジーを用いた競争力のある産業の育成

2) 国防および国家安全保障

3) 住民の雇用確保およびロシア連邦市民の生活水準の向上

2. 産業政策は以下をその課題とする。

1) 連邦レベルの戦略的計画文書が定める目的および課題に適合した最新の産業インフラストラクチャーおよび産業活動支援インフラストラクチャーを構築し、これを発展させる

2) 外国領内における産業活動実施環境に比肩しうる競争的産業活動実施環境を構築する

3) 産業活動主体による知的活動の成果の導入およびイノベティブ産業製品生産体制確立を促進すること

4) 産業活動主体による、物財、資金、労働力および天然資源の合理的かつ効果的な利用、ならびに労働生産性の向上および輸出代替・省資源・環境保全型テクノロジーの導入を促進する

5) 高付加価値製品の生産を拡大すること、そうした製品の輸出を支援する

- 6) 産業活動主体の設備更新を支援する、老朽化を上回るスピードで固定資産を近代化する
  - 7) 技術的要因により産業インフラストラクチャー施設で発生する非常事態のリスクを軽減する
  - 8) 国家経済のテクノロジー上の自立性を確保する。
3. 産業政策は以下をその基本原則とする。
- 1) 産業に関する戦略的計画文書の作成における綱領・目的志向型の手法の採用
  - 2) 産業の発展および産業活動主体向け促進策実行における計測可能な目標の設定
  - 3) 産業政策の効果のモニタリングおよびその実現状況の監視
  - 4) 戦略的計画文書に定める指標およびインジケータの達成を目的とした産業活動促進策の適用
  - 5) ロシア連邦の国家機関、ロシア連邦構成主体の国家機関および地方自治機関が行う産業活動促進策の整合性
- 6) 国家規制の諸形態および手法と市場経済、ならびに直接的および間接的な産業活動促進策の合理的な組み合わせ
- 7) リソースの確保とその優先産業部門発展への集中化
  - 8) 産業政策立案および産業活動促進策適用の際の、国家安全保障上の利益の考慮と情報の公開性
  - 9) 国家支援提供条件に則った国家支援獲得への産業活動主体によるアクセスの平等性
  - 10) 学術、教育および産業の統合
  - 11) 軍産複合体の機能の維持およびその発展に係わる諸問題の解決にあたり、全連邦的利益の優先を前提としたうえでの、ロシア連邦構成主体の利益の考慮。

## 第5条 産業政策の立案および実行に関与する機関

1. 産業政策の立案および実行に関与する機関は、ロシア連邦の国家機関、ロシア連邦構成主体の国家機関、地方自治機関、ロシア連邦会計検査院、産業活動主体、および産業活動支援インフラストラクチャーの構成に含まれる組織である。
2. 産業政策の立案および実行における国家原子力企業「ロスアトム」の権限は、原子力の利用に関する法および本連邦法がこれを定める。
3. 産業政策の立案および実行における国家宇宙企業「ロスコスモス」の権限は、宇宙事業に関する法および本連邦法がこれを定める。（本項は2015年7月13日付連邦法第216-FZ号によって追加された）

## 第6条 産業政策におけるロシア連邦政府および連邦行政機関の権限

1. ロシア連邦政府は、本連邦法にしたがって以下を行う。

1) 2014 年 6 月 28 日付連邦法第 172-FZ 号「ロシア連邦の戦略的計画について」にしたがい、産業に関する戦略的計画文書を承認する

2) ある製品をロシア連邦で同等品が生産されていないものと認定するための基準、およびある製品がロシア連邦で生産されているものと確認するための基準を承認する (2016 年 7 月 3 日付連邦法第 365-FZ 号による改訂版)

3) 本連邦法、その他の連邦法、ロシア連邦大統領の法令文書、ロシア連邦政府の法令文書が定める産業活動促進策の適用方式を承認する。ここには、産業活動主体がそれを実施することによって租税公課に関する法にしたがって租税公課面での特典という形で財政上の支援を受ける権利を獲得することができる投資プロジェクトに対する要求事項も含まれる (2019 年 8 月 2 日付連邦法第 290-FZ 号による改訂版)

4) 国家産業情報システムの構築、運用および改善の方法、産業活動主体、国家機関および地方自治機関が国家産業情報システムに掲載する情報を提供する方法、産業活動主体、国家機関および地方自治機関が国家産業情報システムに掲載する情報を提供する形態のうち管轄機関の承認を要するものの一覧、当該情報システムに掲載されている情報へアクセスする方法、ならびに国家産業情報システムとその他の国家情報システムとの間の連携の方法を承認する

5) 本連邦法、その他の連邦法、ロシア連邦大統領の法令文書およびロシア連邦政府の法令文書が定める活動促進策をインダストリー（産業）パーク、インダストリー（産業）パーク管理会社、産業テクノパーク、産業テクノパーク管理会社、産業クラスター、産業クラスター専門組織に適用するにあたり、これらの組織・機構が満たすべき要求事項を定める (2018 年 6 月 27 日付連邦法第 160-FZ 号による改訂版)

6) 特別投資契約の締結、変更および破棄の手順を承認する (2019 年 8 月 2 日付連邦法第 290-FZ 号による改訂版)

7) 以下の文書を承認する。すなわち、特別投資契約の締結の目的に照らして最新と認められるテクノロジーの種類の一覧であって、それらのテクノロジーに対する要求事項および（または）それらのテクノロジーを用いて生産することのできる産業製品の主要技術特性に対する要求事項を付記したもの（以下、「最新テクノロジー一覧」）、最新テクノロジー一覧の作成および更新の手続き、ならびにロシアの学術機関、イノベーションセンター「スコルコヴォ」の設立および機能維持プロジェクトに参加している機関ならびに産業活動支援インフラストラクチャーの構成に含まれる組織のうち、当該のテクノロジーを基盤として世界水準の競争力を有する産業製品を生産することが可能であることを確認し、かつそれらのテクノロジーに対する要求事項および（または）そのような産業製品の主要技術特性に対する要求事項の詳細を記載した鑑定書を発行する権利を有する組織の一覧（以下、「機関一覧」） (2019 年 8 月 2 日付連邦法第 290-FZ 号による改訂版)

7<sub>1</sub>) 特別投資契約にしたがって実施される投資プロジェクトの成果に関する総合的報告書の構成、内容および作成手順に対する要求事項を承認する（本号は 2019 年 8 月 2 日付連邦法第 290-FZ 号 によって追加された）

7<sub>2</sub>) 投資家による特別投資契約上の義務の履行状況を監視する方法およびこれらの義務の履行に関する報告書の書式を承認する（本号は 2019 年 8 月 2 日付連邦法第 290-FZ 号 によって追加された）

7) 登録簿に掲載される情報提供の方法を含め、特別投資契約登録簿管理方法および同登録簿に掲載すべき情報の内訳を承認する (本号は2019 年 8 月 2 日付連邦法第 290-FZ 号によって追加された)

8) ロシア連邦と外国との産業活動実施条件の対比に用いる指標の一覧、ならびに数値の計算方法および年次目標値を承認する

9) ロシア連邦が設立した産業発展国家基金に対して連邦予算から行われる財務支援の効果の目標値を定める

10) ある製品とロシア連邦で生産されている産業製品とでパラメーターに差異があるか否かを判定するための必要かつ義務的な審査サービスの提供料を算定する方法および提供料の上限を承認する (本号は2016 年 7 月 3 日付連邦法第 365-FZ 号により追加された)

11) 本項第 2 号に定める基準にしたがってある製品をロシア連邦で同等品が生産されていない産業製品と認定する手順を承認する (本号は2016 年 7 月 3 日付連邦法第 365-FZ 号により追加された)

12) ある製品とロシア連邦で生産されている産業製品とでパラメーターに差異があるか否かを判定する審査を行う組織に対する要求事項、およびそれらの製品の試料採取方法を承認する (本号は2016 年 7 月 3 日付連邦法第 365-FZ 号により追加された)

13) ある製品がロシア連邦内ですでに生産されているものであることを確認する鑑定書の交付手順を承認する。 (本号は2016 年 7 月 3 日付連邦法第 365-FZ 号により追加された)

2. ロシア連邦政府は、産業に関する戦略的計画文書草案の策定に関する権限も含め、産業政策の実現を担当する連邦行政機関の権限を定める。

3. 管轄機関は、ロシア連邦政府が定めた産業政策の実現に係わる権限とならんで、以下の権限も行使する。

1) 産業の現状および発展ならびに産業活動促進策に関する、産業の地域別および部門別の現状および発展に対する評価、入手しうる最良のテクノロジーの産業における利用状況に関する情報、ならびに産業活動促進策の適用効果に対する評価が記載される年次報告書を作成し、これをマスメディアに公開する

2) (本号は2019 年 8 月 2 日付連邦法第 290-FZ 号によって失効した)

3) ロシア連邦政府が定めた方法にしたがって国家産業情報システムの構築、運用および改善を実行し、かつ国家産業情報システムの運用を可能にするハードウェア、ソフトウェアおよび言語学的手段に対する要求事項を定める

4) 本連邦法、その他の連邦法、ロシア連邦大統領の法令文書およびロシア連邦政府の法令文書が定める活動促進策をインダストリー（産業）パークおよび産業テクノパークに適用するにあたり、これらのパークがロシア連邦政府の定める要求事項に適合しているか否かを確認する (2018 年 6 月 27 日付連邦法第 160-FZ 号による改訂版)

5) ロシア連邦構成主体の最高行政機関との間で産業政策の実現に関する協定書を締結する。その際、この協定書は、これらの連邦構成主体においてそのロシア連邦構成主体の法にしたがって産業政

策を実行する権限を行使するロシア連邦構成主体国家機関の長の候補者を管轄機関と合意する手順を定めることができる

6) ある製品とロシア連邦で生産されている産業製品とでパラメーターに差異があるか否かを判定するための審査を考慮したうえで、ある製品をロシア連邦で同等品が生産されていない産業製品に分類する旨の鑑定書を交付する (本号は2016年7月3日付連邦法第365-FZ号により追加された)

7) ある産業製品がロシア連邦ですでに生産されているものである旨を確認する鑑定書を交付する (本号は2016年7月3日付連邦法第365-FZ号により追加された)

8) 特別投資契約にしたがって実施される投資プロジェクトの成果に関する総括的報告書を作成し、これをロシア連邦政府に提出する (本号は2019年8月2日付連邦法第290-FZ号によって追加された)

9) 特別投資契約登録簿の管理を行う。 (本項は 2019年8月2日付連邦法第290-FZ号によって追加された)

## 第7条 産業政策におけるロシア連邦構成主体の国家機関の権限

1. 以下の事項を、産業政策におけるロシア連邦構成主体の国家機関の権限とする。

1) ロシア連邦構成主体の予算を財源として実行される産業活動促進策について規定するロシア連邦構成主体の法律およびその他の法令文書を採択する

2) ロシア連邦構成主体の学術機関が実施するものを含め、ロシア連邦構成主体の予算を財源として実施される地域的な科学技術およびイノベーション関連プログラムおよびプロジェクトを立案し、これを実行する

3) 産業活動主体同士の地域間協力および国際協力の発展を支援する

4) 産業活動主体に対し、ロシア連邦構成主体の域内に存在する労働力および新規雇用創出への需要に関する情報の提供を行う

5) インダストリー（産業）パーク、インダストリー（産業）パーク管理会社、産業テクノパーク、産業テクノパーク管理会社、産業クラスター、産業クラスター専門組織に対してロシア連邦構成主体の財産およびその予算を財源とした産業活動促進策を適用するにあたり、それらに提示される追加的要求事項を定める (2018年6月27日付連邦法第160-FZ号による改訂版)

6) 産業政策に関して本連邦法およびその他の連邦法が定めるその他の権限を行使する。

2. ロシア連邦構成主体の国家機関は、ロシア連邦の法およびロシア連邦構成主体の法にしたがって、産業政策に係わる特定の権限を地方自治機関に引き渡すことができる。

## 第8条 産業政策における地方自治機関の権限

地方自治機関は、本連邦法、ロシア連邦構成主体の法律および地方自治体の条例にしたがい、ロシア連邦公共予算制度に属する予算から提供された予算間財政移転および割当追加基準に基づく税収入

を除く地方公共予算の収入を財源として、地方自治体の域内における産業活動促進策を実行することができる。

## 第2章 産業活動の促進

### 第9条 産業活動促進策

1. 産業活動の促進は、産業活動主体に対して、財政上および情報・コンサルティング上の支援、産業に関連して産業活動主体が行う科学技術活動およびイノベーション活動への支援、産業活動主体の人材ポテンシャルの育成およびこれらの主体の対外経済活動に対する支援、国家および地方における優遇措置、ならびに本連邦法およびその他の連邦法およびロシア連邦大統領の法令文書、ロシア連邦政府の法令文書、ロシア連邦構成主体の法律、地方自治体の条例が定めるその他の支援策を供することによって行われる。

2. 個々の連邦法により、個々の産業部門の状況に配慮した産業活動促進策適用の例外規定を定めることができる。

### 第10条 産業活動主体に対する財務上の支援

1. 産業活動主体に対する財務上の支援は、本連邦法およびその他の連邦法が定める例外規定および個々の産業部門の状況を考慮したうえで、ロシア連邦の法が規定する形態によって行う。

2. ロシア連邦予算、ロシア連邦構成主体公共预算、地方公共预算を財源とした補助金の支給という形で産業活動主体に財務上の支援を与える場合は、ロシア連邦予算法典第78条第3項に掲げる必須条項のほか、予算に関するロシア連邦の法に基づいて採択された補助金の交付に関する法令文書によって、補助金支給における以下の例外規定を定めることができる。

1) 補助金の支給にあたって競争入札の仕組みを用い、その際、補助金使用効率をあらわす指標を補助金取得者選定基準に含める

2) 補助金を受けるにあたって設定した効率指標を補助金取得者である産業活動主体が達成できなかった場合、支給した補助金と同額の罰金を科す

3) 入手しうる最良のテクノロジーを用いるなどして行う産業インフラストラクチャーの構築または近代化のための資金、ならびに産業製品生産体制確立のための資金として、補助金を支給する

4) 補助金支給におけるそのほかの例外規定は、ロシア連邦の法に拠る。

3. 本条第2項の定めは、核兵器製造業に係わる産業活動主体には適用しない。

4. 産業活動主体に対する財務上の支援の提供は、租税公課に関する法にしたがい、税制優遇措置の形でこれを行うことができる。 (2019年8月2日付連邦法第290-FZ号による改訂版)

### 第11条 産業発展国家基金

1. ロシア連邦またはロシア連邦構成主体が基金もしくは自律機関としての組織的・法的形態をもって設立する産業発展国家基金、またはロシア連邦もしくはロシア連邦構成主体が産業活動支援インフラストラクチャーの構成に含まれる組織と共同で基金としての組織的・法的形態をもって設立する産業発展国家基金は、産業活動主体に対して財務上の支援を提供することができる。産業発展国家基金自体は産業活動支援インフラストラクチャーの構成に含まれる組織である。

2. 産業発展国家基金の設立および活動は、非営利組織に関するロシア連邦の法にしたがい、かつ本連邦法が定める例外規定を考慮したうえで、これを行う

3. ロシア連邦政府は、ロシア連邦の名において産業発展国家基金の設立発起人として権限を行使し、かつ機能を果たす。ただしその際、ロシア連邦政府は、設立発起人としての権限および機能の一部を管轄機関に引き渡すことができる。

4. 産業発展国家基金は、貸付、無償資金提供、資本金の一部の拠出、賃貸（リース）など、ロシア連邦の法に適合するあらゆる形態をもって、産業活動主体に対する財務上の支援を行う。

5. ロシア連邦が設立する、またはロシア連邦が産業活動支援インフラストラクチャーの構成に含まれる組織と共同で設立する産業発展国家基金は、連邦予算およびロシア連邦の法が禁じていないその他の財源を用いて、産業活動主体に対する財務支援を行う。

6. 産業発展国家基金は監督評議会をその最高管理機関とする。ある産業発展国家基金が自律機関としての組織的・法的形態を有するものであるならば、その監督評議会は 2006 年 11 月 3 日付連邦法第 174-FZ 号「自律組織について」第 11 条が定める事項、および以下の事項をその権限とする。

1) 産業発展国家基金の事業の方向性または戦略を承認する

2) 産業発展国家基金の資金を財源とするプログラムおよびプロジェクトの遂行に充当するための財務上の支援を産業活動主体に対して提供する手順を承認する

3) 監査委員会に関する規程を承認し、かつ同委員会を創設する

4) 産業発展国家基金のプロジェクト資金調達の手順および条件を承認する

5) 産業発展国家基金が資金提供を行うプログラムおよびプロジェクトの審査実施手順に関する規程を承認する

6) 産業発展国家基金の定款が監督評議会の権限と定めたその他の事項。

7. 基金としての組織的・法的形態を有する産業発展国家基金の場合、その監督評議会の権限は本条第 6 項第 1 号～第 6 号が定める事項とする。

8. 産業発展国家基金は、産業活動主体に対して、財務上の支援の提供のほかに、本連邦法が定めるその他の種類の支援を提供することができる。

8.1. ロシア連邦が設立した産業発展国家基金は、ロシア連邦によって各産業部門における特別投資契約締結の権限を与えられた連邦行政機関および産業活動主体に対して、特別投資契約の締結、変更および破棄にまつわる諸問題ならびに投資家による特別投資契約上の義務の履行状況の監視に係る諸問題に関して、情報分析的支援を提供することができる。（本項は 2019 年 8 月 2 日付連邦法第 290-FZ 号により追加された）

9. 産業発展国家基金は、ロシア連邦の法に基づいてロシア連邦予算制度に属する相応の予算から入金された資金の管理を、連邦予算執行局の地域機関または連邦構成主体の財務機関に当該基金を名義人として開設した口座において行う。この資金には、ロシア連邦予算制度に属する相応の予算が財務保証を与えていた提供済み貸付金の返済によって入金される資金も含まれる。これら以外の資金の管理は、産業発展国家基金が金融機関に開設した口座で行うことができる。提供済み貸付金の返済によって産業発展国家基金が取得した資金は、任意の会計年度に、産業発展国家基金の定款上の事業の遂行に充てることができる。

10. ロシア連邦政府は、ロシア連邦政府が設立した産業発展国家基金向けに連邦予算が拠出した資金を財源として産業活動主体に提供された財務上の支援の利用効果目標値に承認を与える。

11. 基金としての組織的・法的形態をもって設立された産業発展国家基金を解散する場合、債権者の請求に応じたのちに残存する資産は、当該基金の設立発起人に返却する。

12. 産業発展国家基金は、投資家シンジケートの一員となることができる。（本項は 2017 年 12 月 31 日付連邦法第 486-FZ 号により追加された）

## 第 12 条 産業政策の実行にあたっての科学技術活動およびイノベーション活動への支援

国家機関および地方自治機関は、産業政策の実行にあたっての科学技術活動およびイノベーション活動への支援を、以下の方法によって行うことができる。

- 1) 国家防衛発注の枠内で研究開発および技術業務の課題を発注する
- 2) 国防および国家安全保障に関連しない産業部門における投資プロジェクトの実現過程でなされる研究開発および技術業務の資金に充当するために、産業活動主体に対して補助金を支給する
- 3) 国家が出資する事業体、またはロシア連邦もしくはロシア連邦構成主体が設立した非営利組織において、ロシア連邦またはロシア連邦構成主体が、当該事業体の出資者（株主）または非営利組織の設立発起人としての権利を行使することによって、それらの企業および組織におけるイノベーション活動を促進する
- 4) 国家および公共の需要に充てる商品、役務およびサービスの調達に対する基準設定などによって、イノベティブ製品に対する需要を喚起する
- 5) イノベーション活動を行う組織がエンジニアリング業務を提供する際、および入手しうる最良のテクノロジーを用いるなどの方法で産業的生産業のエコロジー的安全レベル改善プロジェクトを実施する際に、このような組織に対して財務上の支援を提供する
- 6) 産業活動主体が学術・研究開発活動およびイノベーション活動を実施する際に複数の産業活動主体の活動を調整するために、また、これらの種類の活動別に産業活動主体間で協業が成り立つように条件を整備する
- 7) 優先的に育成が図られている科学、技術およびテクノロジーもしくは重要テクノロジーを生産に導入することによって産業製品生産体制の構築または確立を行おうとする活動を促進する
- 8) 入手しうる最良のテクノロジーを産業的生産業に使用しようとする活動を促進する。

### 第 13 条 産業活動主体に対する情報・コンサルティング上の支援

1. 産業活動主体に対する情報・コンサルティング上の支援は、本連邦法第 14 条に基づいて国家産業情報システムを構築し、その運用を行うことによって提供される。

2. 国家機関および地方自治機関は、産業活動主体に対して、以下の種類の情報・コンサルティング上の支援を提供することができる。

1) 産業製品生産に必要とされる経済、法律および生産技術に関する情報ならびにマーケティングに関する情報を掲載するカタログ、参考資料、ニュースレター、データベースおよびサイトの情報通信網「インターネット」上での発行および（または）運営に対して資金提供を行う

2) 展示会、見本市、会議（国際会議を含む）を主催する、またはそれらの開催を後援する

3) 広報・宣伝資料を配布する、またはそれらの配布を支援する。ただし、国防および国家安全保障の分野の計画に関する資料はこのかぎりではない。

### 第 14 条 国家産業情報システム

1. 国家産業情報システムは、産業政策の実行および産業活動促進策実行担当の連邦行政機関の権限行使に必要な情報の収集および処理のプロセスを自動化すること、ならびに産業活動主体に対する支援に関する情報を拡散することを目的として、さらに、産業の現状およびその発展予測に関する情報交換の効果を向上させることを目的として構築する。

2. 国家産業情報システムの構築、運営および改善は、国家産業情報システムのオペレータである管轄機関が行う。ただし、管轄機関は、国家産業情報システムオペレータとしての機能を、その基金の設立発起人としての権限および機能の一部がロシア政府から管轄機関に引き渡されているような産業発展国家基金に引き渡すこともできる。管轄機関は（国家産業情報システムオペレータとしての機能を上述の産業発展国家基金に引き渡した場合をのぞいて）、国家産業情報システムの運営および改善のために、ロシア連邦の法に基づいて他の者を起用することができる。（2019 年 8 月 2 日付連邦法第 290-FZ 号による改訂版）

3. 国家産業情報システムの構築、運営および改善は、次の原則にしたがって行う。

1) 国家情報システムに掲載するにあたっての情報提供の十全性、正確性および適時性、ならびに連邦法によりアクセスすることが禁じられている情報を除き、当該情報システムへのユニバーサルアクセス

2) 内容、詳細度、提供頻度において同等の情報が国家産業情報システムの主体によって必須のものとして国家産業情報システムまたはその他の国家情報システムへの掲載のために送付されている場合には、国家産業情報システムに掲載される情報収集の一回性

3) 国家産業情報システムとその他の情報システムとの連携

4) 国家産業情報システムの構築、運営および改善にあたっての国家安全保障の確保

5) 本連邦法およびその他のロシア連邦の法令文書により国家産業情報システムへの掲載が必須とされている情報を当該国家産業情報システムの主体が提供するために必要な国家産業情報システムのソフトウェアが入手可能および無償性のあるものであること。

4. 国家産業情報システムには、以下の情報が掲載されるものとする。

1) 産業の現状とその発展予測

2) 産業活動主体

3) 主要産業製品の生産量予測、それらの生産実績および所属産業部門を考慮した産業製品の特性、ならびにロシア連邦への産業製品輸入量（製品の種類別）

4) 産業活動プロセスにおける省資源型テクノロジーおよび再生可能エネルギーの利用の状況

5) 産業政策の立案および実行を目的として策定される国家プログラムおよび公共プログラム

6) 国家プログラムおよび公共プログラムが定める産業活動促進策

7) 連邦予算を財源として実行される促進策適用の効果を示す指標の達成状況

8) ロシア連邦政府がその作成に対する要求事項を定めている各産業部門の発展予測

9) 産業活動主体の人材ポテンシャル、およびそれらの主体の人材に対する需要

10) 入手しうる最良のテクノロジーに関する情報・技術的参考資料、およびそれらの適用方法に関する勧告書

11) 本連邦法第6条第3項第1号にしたがい、管轄機関が年次報告書の形で作成する産業の現状および発展の展望

12) 特別投資契約の締結、変更、破棄および効力停止、ならびに投資家による特別投資契約上の義務の履行状況の監視結果。（本号は2019年8月2日付連邦法第290-FZ号によって追加された）

5. ロシア連邦政府は、情報通信網「インターネット」上でのオープンアクセス性のある形での公開が必須となる国家産業情報システムの情報の一覧、および管轄機関からの照会を受ける生産中の製品に関する情報（各産業部門の特殊性を考慮に入れたもの）で国家産業情報システムへ掲載されるべきものの一覧を定める。

6. 国家産業情報システムに掲載される情報で、情報通信網「インターネット上」でのオープンアクセス性のある形での公開が必須とされるものは、無償で提供される。

7. 国家機関、地方自治機関および産業活動主体は、国家産業情報システム掲載情報のうち連邦法によるアクセス制限の対象ではない情報については、ロシア連邦政府が定めるその内容および方法にしたがって、これらを国家産業情報システムオペレータに提供しなければならない。

8. ロシア連邦政府は、国家産業情報システムをその他の国家情報システムと連携させる方法を定める。

81. 国家産業情報システムは、特別投資契約の締結、変更、破棄および効力停止にあたって、ならびに投資家による特別投資契約上の義務の履行状況の監視にあたって、本連邦法第18条の1および第

18 条の 5 に掲げる者たちの情報連携のために用いられる。(本項は 2019 年 8 月 2 日付連邦法第 290-FZ 号によって追加された)

9. 国家産業情報システムの構築、運営および機能維持のための費用は、産業政策の一環である国家プログラムの実行のために管轄機関に拠出される連邦予算から支出する。

## 第 15 条 産業活動主体に対する人材ポテンシャル育成の面での支援

国家機関および地方自治機関は、以下の種類の人材ポテンシャル育成面での支援を産業活動主体に対して提供することができる。

- 1) 産業活動主体の就労者向けに追加職業プログラムに基づく教育活動を行う組織に対して、財政上および情報・コンサルティング上の支援を行う
- 2) 産業活動主体に対して教育方法論上の支援および科学教育上の支援を提供する
- 3) 産業活動主体の就労者向けに追加職業プログラムに基づく教育活動を行い、理論上の知識と実務上のスキルおよび能力との整合を図る組織の設立に参加する産業活動主体に対して、財務上の支援を行う
- 4) 産業活動主体が追加職業プログラムに基づく教育活動を行っている場合、それらの主体への支援提供に関連したその他の施策を実行する。

## 第 16 条 特別投資契約

1. 特別投資契約における一方の当事者である投資家には、同契約が定める期限内に、ロシア連邦の領土、ロシア連邦の大陸棚およびロシア連邦の排他的経済水域において、独自に、または他の者を起用して、産業製品生産体制の構築または近代化および（もしくは）確立を行うことが義務付けられ、他方の当事者であるロシア連邦またはロシア連邦構成主体には、この期限内に、特別投資契約締結の時点でロシア連邦の法またはロシア連邦構成主体の法が定めている産業活動主体向けの促進策を実行することが義務付けられる。

2. 特別投資契約の当事者である投資家および（または）特別投資契約に示されるその他の者のためにロシア連邦構成主体の法令文書または地方自治体の法令文書が定める産業活動主体向け促進策を実行するために、ロシア連邦構成主体および（または）地方自治体もロシア連邦とともに特別投資契約の当事者となることができ、ロシア連邦が関与しない特別投資契約締結の場合は、地方自治体も、ロシア連邦構成主体とともにこのような契約の当事者となることができる。

3. 特別投資契約は以下の事項をその内容とすることができる。

- 1) 本条第 4 項にしたがって定めた特別投資契約の有効期限
- 2) 構築または近代化および（もしくは）確立される生産体制で作られる産業製品の特性
- 3) ロシア連邦の領土、ロシア連邦の大陸棚およびロシア連邦の排他的経済水域において産業製品生産体制の構築または近代化および（もしくは）確立が行われることを目指す施策の一覧

4) ロシア連邦の領土、ロシア連邦の大陸棚およびロシア連邦の排他的経済水域における産業製品生産体制の構築または近代化および（もしくは）確立に対してなされる投資の額

5) 投資活動の主体による義務履行状況についての報告書を提出する手順

6) 特別投資契約有効期間中に、投資家および（または）特別投資契約に示されるその他の者に適用される産業活動促進策の一覧

7) 特別投資契約の履行を可能にするためのその他の条件。

4. 特別投資契約は、有効期間を最長 10 年とし、ロシア連邦政府が定めた手順により、個々の産業部門ごとにロシア連邦政府が承認した標準書式にしたがって締結される。特別投資契約の締結は、管轄機関、またはロシア連邦政府が各産業部門において特別投資契約を締結する権限を与えたその他の連邦行政機関が、ロシア連邦の名において行う。特別投資契約の条件の合意には、予算および税務に関連する国家政策の立案および法的規制実施の機能を果たす連邦行政機関、ならびに特別投資契約に示されている産業活動促進策の実行がその権限に含まれるその他の行政機関が必ず関与するものとする。管轄機関、およびロシア連邦政府が各産業部門における特別投資契約を締結する権限を与えたその他の連邦行政機関は、特別投資契約締結の相手方である投資家の義務履行状況のモニタリングおよび監視の方法を定める。ロシア連邦構成主体および地方自治体が特別投資契約を締結する手順は、ロシア連邦政府によって定められた特別投資契約締結手順およびロシア連邦政府によって承認された標準書式を考慮に入れたうえで、ロシア連邦構成主体の法令文書および地方自治体の法令文書によってそれぞれ定められる。

5. 特別投資契約が締結されたのちに、特別投資契約の履行に対する禁止および制限を定めるか、または製品および（もしくは）産業製品に対する必須要求事項および（もしくは）産業製品への必須要求事項に係る設計（開発段階を含む）、生産、建設、据付、試運転、操業、保管、運送、販売および廃棄処理の過程に対する必須要求事項を、特別契約締結時点に有効であった禁止および制限もしくは必須要求事項とは異なるものに変更する連邦法および（または）ロシア連邦のその他の法令文書および（または）ロシア連邦構成主体の法令文書（ロシア連邦の国際条約を履行するために採択された連邦法および（もしくは）ロシア連邦のその他の法令文書、ならびにロシア連邦における適用対象となるユーラシア経済連合の法令文書をのぞく）が施行された場合、それらの連邦法および（もしくは）ロシア連邦のその他の法令文書および（もしくは）ロシア連邦構成主体の法令文書ならびにそれらの改正事項は、特別投資契約の有効期間中は、特別投資契約の当事者である投資家および（または）特別投資契約に示されるその他の者に対しては適用されない。

6. 租税公課に関する法により、特別投資契約の有効期間中は、特別投資契約の当事者である投資家および（または）特別投資契約に示されるその他の者の収益に対する合計税負担額を、特別投資契約の締結時点における特別投資契約の当事者である投資家および（または）特別投資契約に示されるその他の者の収益に対する合計税負担額を超えない旨の保証が定められる。

7. 特別投資契約の当事者である投資家および（または）特別投資契約に示されるその他の者に対しては、本条が定める合計税負担額、ならびに本条の定めを考慮に入れた制度および必須要求事項の安定性は、特別投資契約の全有効期間にわたり保証される。

8. 投資家（単数または複数）による自らの義務の不履行または不適切な履行を理由として特別投資契約が破棄された場合、投資家は、本条第5項および第6項の条項を自らが適用した結果としてロシア連邦、ロシア連邦構成主体および地方自治体が被った損失を補償し、かつ租税公課に関する法が特別投資契約の当事者たる投資家に対して定めた課税優遇措置のゆえに未納となっていた分の租税公課を補償し、かつ罰金を支払うものとする。契約当事者による義務の不履行または不適切な履行に伴うその他の処置は、特別投資契約にこれを定める。

9. 特別投資契約には、本連邦法に別段の定めがなく、かつ特別投資契約の主旨に矛盾しないかぎり、投資活動に関する法の条項が適用される。

### **第17条 産業活動主体に対する対外経済活動の面での支援**

国家機関および地方自治機関は、ロシア連邦で生産された産業製品の輸出を行う産業活動主体に対して、以下の種類の支援を与えることができる。

1) ロシア連邦の領土、ロシア連邦の大陸棚およびロシア連邦の排他的経済水域において生産された産業製品の外国市場への進出を支援し、かつ関税同盟の関税法およびロシア連邦の関税に関する法にしたがって、ロシア連邦で生産された製品の輸出を行う産業活動主体にとって有利な条件を整備する。ただし、ロシア連邦の国際的義務と矛盾する場合はこのかぎりではない

2) ロシア連邦の領土、ロシア連邦の大陸棚およびロシア連邦の排他的経済水域において生産された産業製品の輸出を行う産業活動主体、ならびに産業活動支援インフラストラクチャーの構成に含まれる組織であって輸出貸付および投資を事業リスクおよび（または）政治的リスクから防衛するための付保を行う組織に対して、財政的および財産的支援を行い、さらに、産業活動主体の債務に対する国家保証を提供する

3) ロシア連邦の領土、ロシア連邦の大陸棚およびロシア連邦の排他的経済水域において生産された産業製品の輸出を行う産業活動主体を支援するその他の施策を実行する。

**第18条 ロシア連邦における産業製品生産促進策のうち、国家および公共の需要に充てるための商品、役務およびサービスの調達の実行ならびに特定の種類の法人によるそれらの調達の実行にあたって行われるもの**

1. 国家および公共の需要に充てるための商品、役務およびサービスの調達ならびに2011年7月18日付連邦法第223-FZ号「特定の種類の法人による商品、役務及びサービスの調達について」に掲げる特定の種類の法人による商品、役務およびサービスの調達の実行にあたっては、外国で生産された産業製品よりもロシア連邦の領土、ロシア連邦の大陸棚およびロシア連邦の排他的経済水域で生産された産業製品に優先権を与えるものとする。

2. ロシア連邦の領土、ロシア連邦の大陸棚およびロシア連邦の排他的経済水域で生産された産業製品の外国産の産業製品に対する優先権は、ロシア連邦の国際条約に矛盾しないかぎりにおいて、以下を設定することにより与えられる。

1) 2013 年 4 月 5 日付連邦法第 44-FZ 号「国家および公共の需要に充てるための商品、役務およびサービスの買付けにおける契約制度について」にしたがって外国産または一連の諸外国産商品を搬入するにあたっての条件、その際の禁止事項および制限事項

2) 2011 年 7 月 18 日付連邦法第 223-FZ 号「特定の種類の法人による商品、役務及びサービスの調達について」に基づく、外国を原産地とする商品に対するロシアを原産地とする商品の優先

3. ロシア連邦政府は、国家および公共の需要に充てるための商品、役務およびサービスの調達の実行ならびに 2011 年 7 月 18 日付連邦法第 223-FZ 号「特定の種類の法人による商品、役務及びサービスの調達について」に掲げる特定の種類の法人による商品、役務およびサービスの調達の実行にあたって締結する契約に、ロシア連邦の領土、ロシア連邦の大陸棚およびロシア連邦の排他的経済水域における産業製品生産の発展を可能にするための条件、ならびにロシア連邦の領土、ロシア連邦の大陸棚およびロシア連邦の排他的経済水域における産業製品生産に新しいテクノロジーを導入するための追加条件を盛り込む旨の要求事項を定めることができる。

## 第 21 章 特別投資契約

(本章は 2019 年 8 月 2 日付連邦法第 290-FZ 号によって追加された)

### 第 181 条 特別投資契約の対象および当事者

1. 特別投資契約の一方の当事者である投資家は、ロシア連邦の領土および（または）ロシア連邦の大陸棚および（または）ロシア連邦の排他的経済水域において本条第 2 項および第 3 項に掲げるテクノロジーを基盤とする産業製品の大量生産体制を確立することを目的として、当該契約が定める期限までに、それらのテクノロジーの導入、またはその開発および導入のための投資プロジェクトを実現する義務を負い、これに先立って自己資金および（または）借入金をプロジェクトに投入するものとし、他方の当事者であるロシア連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体は共同で、特別投資契約の有効期間中、自らの権限の範囲内で、投資家のための経済活動実施条件の安定性を確保し、ロシア連邦の法、ロシア連邦構成主体の法および地方自治体の法令文書にしたがって特別投資契約が定める産業活動促進策を適用する義務を負う。

2. ロシア連邦の領土および（または）ロシア連邦の大陸棚および（または）ロシア連邦の排他的経済水域における生産工程および技術工程に採用することによって世界水準の競争力を有する産業製品の生産実現が可能となるようなテクノロジーがロシア連邦政府の承認した最新テクノロジー一覧に含まれている場合には、特別投資契約にしたがってそれらの導入、またはその開発および導入が行われる。

3. ロシア連邦政府は、管轄機関が、各産業部門における特別投資契約を締結する権限をロシア連邦政府によって与えられた連邦行政機関、ロシア連邦構成主体の国家機関、産業活動主体および（または）その連合体を起用して作成された提案書に基づき、自らが定めた手順にしたがって、最新テクノロジー一覧の作成および更新を行う。

4. 最新テクノロジー一覧に含めるべきテクノロジーに関する管轄機関の提案書には、ロシアの学術機関、イノベーションセンター「スコルコヴォ」の設立および機能維持プロジェクトに参加している機関ならびに産業活動支援インフラストラクチャーの構成に含まれる組織の一覧に含まれる組織による、当該のテクノロジーを基盤として世界水準の競争力を有する産業製品を生産することが可能であることを確認し、かつそれらのテクノロジーに対する要求事項および（もしくは）そのような産業製品の主要技術特性に対する要求事項の詳細を記載した鑑定書を添付する。

5. 最新テクノロジー一覧に含まれるテクノロジー各種の記述には、当該最新テクノロジーの導入またはその開発および導入を目的として締結される特別投資契約に本連邦法第 18<sub>2</sub>条第 4 項および第 5 項が定める投資家の義務を盛り込むことが義務付けられているか義務付けられていないかに関する情報を記載するものとする。

6. 特別投資契約の締結にあたってロシア連邦を代表するのは、ロシア連邦政府によって各産業部門における特別投資契約締結の権限が与えられた連邦行政機関とする。

7. 特別投資契約の締結にあたってロシア連邦構成主体を代表するのは、ロシア連邦構成主体の最高役職者（ロシア連邦構成主体の国家最高行政機関の長）とする。

8. 特別投資契約の締結にあたって地方自治体を代表するのは、地方自治体の首長とする。

（本条は 2019 年 8 月 2 日付連邦法第 290-FZ 号によって追加された）

## 第 18<sub>2</sub>条 特別投資契約の内容

1. 特別投資契約は、本連邦法およびロシア連邦政府の文書が定める要求事項に適合するプロジェクトにつき、本連邦法第 18<sub>3</sub>条の第 6 項にしたがって決定される特別投資契約締結権競争入札の勝者（単数もしくは複数）、または本連邦法第 18<sub>3</sub>条の第 15 項にしたがって決定される者との間で締結される。

2. 本連邦法に基づく特別投資契約は 2030 年 12 月 31 日以前に締結される。

3. 特別投資契約は、契約投資総額 500 億ルーブル以下（付加価値税抜き）のプロジェクトについては 15 年以下の期限で、または契約投資総額 500 億ルーブル超（付加価値税抜き）のプロジェクトについては 20 年以下の期限で、締結される。

4. 外国の国家、国家的連合および（もしくは）同盟および（もしくは）外国の国家または国家連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）機関が、特別投資契約締結日の時点で、投資家に対して、ロシア連邦が定めた一覧に含まれている一方的性格の制限的措置を設定している場合には、ロシア連邦政府の決定に基づき、当該の特別投資契約の有効期限を、投資家に対する上述の一方的制限措置が有効である期間の分だけ延長することができる。

5. 特別投資契約により、投資家には以下が義務付けられる。

1) プロジェクトに対して、特別投資契約が定める規模の投資を特別投資契約に定めるスケジュール表にしたがって行う

2) 最新テクノロジー一覧に含まれるテクノロジーのいずれかの開発および導入（そのテクノロジーを基盤とした産業製品の大量生産体制の構築）を行うか、あるいは最新テクノロジー一覧に含まれるテクノロジーの構成に含まれる知的活動の成果に対する独占的権利もしくはこれを利用する権利を取得し、当該テクノロジーを導入する

3) 特別投資契約締結日、または特別投資契約が別に定める日の時点で、投資家が、最新テクノロジー一覧に含まれるテクノロジーを基盤とする産業製品の大量生産を目的として、最新テクノロジー一覧に含まれるテクノロジーの構成に含まれる知的活動の成果に対する独占的権利またはそうした成果を利用する権利を保有している

4) 投資家が、最新テクノロジー一覧に含まれるテクノロジーの構成要素に含まれ、それを利用する権利を投資家が取得済みであるところの知的活動の成果を基盤として知的活動の成果を創出する権利、ならびに創出した知的活動成果に対する特許権（証明書）を取得する権利を有している（本連邦法第6条第1項第7号に掲げるロシア連邦の文書により、投資家が当該の義務を有する旨を特別投資契約に盛り込むことが必須であると定められている場合）

5) 投資家が競争入札参加申込書に示した数量もしくは本連邦法第18<sub>3</sub>条の第15項第1号に掲げる場合に提出される特別投資契約の締結に関する投資家の提案書に示した数量で最新テクノロジーを基盤とする産業製品を生産するための、特別投資契約に示されている生産工程および（または）技術工程を、ロシア連邦の領土および（または）ロシア連邦の大陸棚および（または）ロシア連邦の排他的経済水域において実施することを目的として、特別投資契約に示されるプロジェクトを実行する

6) 特別投資契約が定める、以下を含む指標の最終目標値を実現する

a) 産業製品の生産量および販売量（数量および金額）

b) 特別投資契約が定める産業活動促進策が適用されることを考慮に入れたうえで投資家が支払う予定の租税公課および保険料の最小総額

c) プロジェクト実現によって創出される雇用数

7) 投資家が特別投資契約に基づくプロジェクト実施事業とならんで他の事業からも収益を得ている場合、特別投資契約に基づくプロジェクトの実施にあたって取得した収益および支出した費用、ならびに特別投資契約に基づくプロジェクトの実施にあたって取得した財産および財産権については、別個の独立した財務会計処理を行う。

6. 特別投資契約には、投資家が特別投資契約上の義務を履行することを条件として特別投資契約の有効期間中に投資家に対して適用される産業活動促進策の一覧を記載するものとする。

7. 特別投資契約に定める産業活動促進策の適用に関するロシア連邦、ロシア連邦構成主体および地方自治体の義務は、本連邦法第18<sub>3</sub>条の第2項第8号に掲げる方法によって算出した、特別投資契約に基づいて実施するプロジェクトに関連して産業活動促進策の適用を受けたことに付随して発生したロシア連邦公共预算制度に属する予算の支出ならびに放棄収入の総和が、特別投資契約が定めるプロジェクトへの投資総額の50パーセントを超えた場合に、その超えた日をもって消滅する。

8. 投資家がロシア連邦の法、ロシア連邦構成主体の法および地方自治体の法令文書に基づいて特別投資契約の締結とは無関係に受けることのできる産業活動促進策は、特別投資契約に記載しない。

9. 特別投資契約には、本条第1項～第3項、第5項および第6項に定める条件とならんで、以下の事項も記載するものとする。

1) 特別投資契約に基づく義務の不履行および（または）不適切な履行に対する両当事者の責任

2) 特別投資契約の変更および破棄の事由。

10. 特別投資契約には、両当事者が重要と見なすその他の条件も記載することができる。

11. 特別投資契約には、本連邦法に別段の定めのないかぎり、ロシア連邦民法典が定める義務および契約に関する一般的規定を適用する。

（本条は2019年8月2日付連邦法第290-FZ号によって追加された）

### 第18<sub>3</sub>条 特別投資契約の締結、変更、破棄および効力停止の手順

1. 特別投資契約の締結は、本条第15項に定める場合を除き、ロシア連邦政府が定めた手順にしたがい、公開および非公開の競争入札の結果に基づいて行う。

2. ロシア連邦政府の文書が定める特別投資契約の締結、変更および破棄の手順には、以下の事項を盛り込む。

1) 特別投資契約の締結の対象となりうるプロジェクトに対する要求事項

2) ロシア連邦政府から各産業部門における特別投資契約締結の権限を与えられた連邦行政機関が特別投資契約締結権提供のために競争入札を実施する旨の決定を執り行う手順、および競争入札の実施に関する文書を当該連邦行政機関が承認する手順

3) 公開および非公開の競争入札実施手順、ならびに本条第15項に定める場合に競争入札を実施せずに特別投資契約を締結する手順

4) 特別投資契約の締結、変更および破棄を担当する委員会（以下、「委員会」）の設置およびその活動の手順。委員会のメンバー構成はロシア連邦の文書によって承認される

5) 本条第6項が定める基準に基づく特別投資契約締結権提供のための競争入札への応札書類の審査方法

6) それが履行された結果として、外国人投資家またはある集団が、国防および国家安全保障上の戦略的意義を有する事業体への支配権を確立することになる、ならびに（または）そのような事業体に対して2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防および国家安全保障上の戦略的意義を有する事業体に対する外国投資の実施手順について」に基づき事前合意が必要とされるその他の権利を獲得することになるような特別投資契約について、その締結、変更および破棄における例外規定

7) 特別投資契約の変更および破棄の手順

8) 特別投資契約にしたがって実施されるプロジェクトに対する産業活動促進策の実施によって発生するロシア連邦公共预算制度に属する予算の支出および放棄収入の総額を計算する方法

9) 本連邦法が定めるその他の規定。

3. 特別投資契約の締結には、その締結日の時点で、当該の特別投資契約の当事者であるロシア連邦構成主体の法令文書によって、特別投資契約を締結する投資家に適用される産業活動促進策およびその適用手順が定められていることが条件となる。

4. 特別投資契約締結権提供のための公開の競争入札は、以下の者の発議に基づいて行う。

1) ロシア連邦

2) ロシア連邦とロシア連邦構成主体および地方自治体との共同発議

3) 投資家。

5. 特別投資契約締結権提供のための非公開の競争入札は、軍用、特殊機能用または軍民両用用途のテクノロジーを基盤として国防および国家安全保障上必要な産業製品の大量生産体制を確立するために当該のテクノロジーを開発または導入するプロジェクトを実施する場合に行う。

6. 特別投資契約締結権提供のための競争入札応札者の勝者と認められるのは、本条第2項第5号に掲げる方法により、以下の判定基準にしたがって応札書類を審査した結果から委員会が最良と認めた一人または複数の者である。

1) 特別投資契約締結の時点から当該テクノロジーを基盤とする産業製品の最初のロット生産の時点までと定められる、最新テクノロジーの導入に要する期間

2) 特別投資契約有効期間中に生産される産業製品の数量

3) ロシア連邦政府が承認した最新テクノロジー一覧に含まれるテクノロジーを用いた産業製品生産業につき、その技術の国産化のレベル。

7. ロシア連邦の発議によって特別投資契約締結権提供のための競争入札を実施するにあたっては、競争入札実施書類の中で、プロジェクトの実施によってその生産体制が確立されるはずの産業製品の種類を定め、また、それに対する独占的権利がロシア連邦に属し、プロジェクト実現の過程で導入されることになっている知的活動の成果を定めることもできる。競争入札応札者は、応札書類提出前に、ロシア連邦構成主体および地方自治体との間で当該産業製品生産が行われる場所について合意を行い、かつその合意に関する情報を応札書類に含めることが義務付けられる。

8. ロシア連邦とロシア連邦構成主体および地方自治体との共同発議によって特別投資契約締結権提供のための競争入札を実施する場合、競争入札実施書類において、プロジェクトの実施によってその生産体制が確立されるはずの産業製品の種類および当該産業製品生産が行われる場所を定める。ここにはまた、それに対する独占的権利がロシア連邦に属し、プロジェクト実現の過程で導入されるべき知的活動の成果を定めることもできる。

9. 投資家の発議によって特別投資契約締結権提供のための競争入札を実施する場合、投資家は、各産業部門における特別投資契約締結の権限をロシア連邦から与えられた連邦行政機関に、当該の連邦行政機関が定めた書式による特別投資契約締結提案書を送付し、併せてロシア連邦構成主体および地方自治体との間で合意した製品生産が行われる場所についての情報を提示する。投資家の特別投資契約締結提案書には、それに対する独占的権利がロシア連邦に属し、プロジェクト実現の過程で導入されるべき知的活動の成果についての情報を記載することもできる。

10. 投資家の特別投資契約締結提案書の検討は、各産業部門における特別投資契約締結の権限をロシア連邦政府から与えられた連邦行政機関が、本条第2項に掲げたロシア連邦政府の文書に定める手順にしたがってこれを行う。各産業部門における特別投資契約締結の権限をロシア連邦政府から与えられた連邦行政機関は、このような検討の結果に基づいて、競争入札を実施する旨の決定または競争入札の実施を拒否する旨の決定を下す。

11. 各産業部門における特別投資契約締結の権限をロシア連邦政府から与えられた連邦行政機関が下した競争入札の実施を拒否する旨の決定に対して、または公開および非公開の競争入札を実施する手順、ならびに競争入札を実施せずに特別投資契約の締結を行う手順が遵守されなかったとして、投資家は、競争入札実施が拒否された日、または競争入札が完了したか、もしくは競争入札を実施せずに特別投資契約が締結された日から3ヵ月以内に、裁判所に対して不服申し立てを行うことができる。

12. 各産業部門における特別投資契約締結の権限をロシア連邦政府から与えられた連邦行政機関が投資家の発議に基づく特別投資契約締結権提供のための競争入札の実施を拒否した場合において、このような拒否が、ロシア連邦政府の文書によって定められている当該の連邦行政機関による競争入札実施決定手順の不遵守に該当し、したがって無効であると裁判所に認定された場合、各産業部門における特別投資契約締結の権限をロシア連邦政府から与えられた連邦行政機関は、本連邦法および本条第2項に掲げるロシア連邦政府の文書にしたがって競争入札を実施しなければならない。

13. 本連邦法、本条第2項に掲げるロシア連邦政府の文書および競争入札実施書類に関する条項に対する違反のゆえに裁判所が競争入札を無効と認定した場合には、特別投資契約自体が無効となり、ロシア連邦民法典第167条に定める処置が適用される。

14. 特別投資契約の締結は以下の場合には行うことができない。

- 1) 産業製品生産業の基盤となる予定のテクノロジーが最新テクノロジー一覧に含まれていない
- 2) 対象のプロジェクトが本連邦法またはロシア連邦政府の文書が定める要求事項を満たしていない
- 3) 特別投資契約を履行する過程で予定される投資総額が、当該特別投資契約にしたがって実施されるプロジェクトに産業活動促進策を適用することに関連して発生するロシア連邦公共预算制度に属する予算の支出および放棄収入の総和を下回る。

15. 以下の場合には競争入札の実施なしで特別投資契約が締結される。

- 1) 投資家が提案した本連邦法に適合する条件に基づいて、ロシア連邦の経済の発展または国家安全保障にとって戦略的意義を有するプロジェクトを実施することを目的として特別投資契約を締結すべき旨のロシア連邦大統領の決定が存在する
- 2) 競争入札の実施にあたって、本連邦法、ロシア連邦政府の文書および競争入札実施書類が定める要求事項に適合している応札書類が1件のみであった

16. 本条第15項第1号に掲げる場合には、各産業部門における特別投資契約締結の権限をロシア連邦政府から与えられた連邦行政機関は、特別投資契約の締結を保障し、かつこれを締結する。

17. 特別投資契約は、本連邦法に定めのある場合をのぞき、両当事者間の合意または裁判所の決定によって変更または破棄されうる。

18. 特別投資契約の変更または破棄が必要である旨の決定は、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体および地方自治体の側からは、委員会が、本条第2項に掲げるロシア連邦政府の文書に定める手順にしたがってこれを行う。

19. 特別投資契約の効力は、特別投資契約に定めるその有効期限満了の日をもって消滅する。

20. 特別投資契約の締結、変更、破棄および効力停止に関する情報は、特別投資契約登録簿を管理する管轄機関がこれを同登録簿に記載するものとする。

(本条は2019年8月2日付連邦法第290-FZ号によって追加された)

#### 第184条 投資家のための経済活動実施条件の安定性

1. 特別投資契約を履行するために投資家が取得した権利または行使する権利を実現することに対する制限事項および（または）禁止事項を盛り込んだ法および（または）その他のロシア連邦の法令文書（ロシア連邦の国際条約を履行するために採択された法令文書、および（または）ロシア連邦の国際条約およびユーラシア経済連合の法に含まれる文書をのぞく）が特別投資契約締結日以降に施行されたとしても、それらは特別投資契約締結日以降、同契約の有効期限内、投資家に対しては適用されない。ただし、投資家を当事者とする相応の諸関係を規制する法令文書の条項が変更された場合に当該条項を投資家に適用するための特別手順が特別投資契約締結日現在のロシア連邦の法によって定められていることを条件とする。

2. 投資家を当事者とする相応の諸関係を規制するロシア連邦構成主体および地方自治体の法令文書の条項が変更された場合にそれを投資家に適用するための特別手順は、ロシア連邦構成主体および地方自治体の法令文書がこれを定める。

3. 租税公課に関する法の条項は、そのうちの特別投資契約の履行に関する権利関係を扱う部分を、租税公課に関する法が定める例外規定を考慮に入れたうえで、投資家に対して適用する。

4. 特別投資契約を締結した投資家のために経済活動実施条件の安定性を保証するロシア連邦の法令文書ならびにロシア連邦構成主体および地方自治体の法令文書は、特別投資契約締結の日から投資家に対する効力を持つ。

5. 本条第1項および第2項の規定は、憲法体制の基盤および市民の憲法上の権利の保護ならびに国防および国家安全保障を目的として採択されたロシア連邦の法およびその他の法令文書、ロシア連邦構成主体の法令文書ならびに地方自治体の法令文書には適用されない。

(本条は2019年8月2日付連邦法第290-FZ号によって追加された)

#### 第185条 投資家による特別投資契約上の義務履行の状況の監視

1. 投資家による特別投資契約上の義務履行の状況の監視は、各産業部門における特別投資契約締結の権限をロシア連邦から与えられた連邦行政機関およびロシア連邦構成主体の国家機関が、ロシア連邦政府が定め、投資家による特別投資契約上の義務の履行状況についての書類審査（投資家が提出した文書の、当該国家機関の所在地で行われる審査）および現場審査（産業製品生産に係わる技術工

程および生産工程が行われる場所における審査)の実施について定めている手順にしたがってこれを行う。

2. 管轄機関は、各年ごとに、特別投資契約にしたがって実施される投資プロジェクトの成果に関する総括的報告書を作成しロシア連邦政府に提出する。

(本条は2019年8月2日付連邦法第290-FZ号によって追加された)

## 第18<sub>6</sub>条 特別投資契約の当事者の責任

1. 特別投資契約上の義務の不履行または不適切な履行に対して、両当事者は、本連邦法および特別投資契約の条項に基づく実質損害額の補償および罰金の支払いという形でこれらに対する責任を負う。特別投資契約上の義務の不履行または不適切な履行に関連して発生する逸失利益は、特別投資契約当事者に対する補償の対象とはならない。

2. 本条第1項に定める投資家の責任は、その者に適用された産業活動促進策の総額を上限とする。

3. 租税公課に関する法が特別投資契約の当事者たる納税者に対して低減税率を定めているがゆえに納付されなかった税額を、投資家が同法にしたがって納付しなければならない場合、またはロシア連邦の予算に関する法にしたがって、すでに支給された補助金をロシア連邦公共予算制度に属する予算に返還しなければならない場合には、これらの税および(または)補助金総額は租税公課に関する法またはロシア連邦の予算に関する法にしたがって納付または返還され、特別投資契約上の義務の不履行または不適切な履行に対して投資家が補償すべき実際の損失額から差し引かれる。

4. ロシア連邦および(または)ロシア連邦構成主体および(または)地方自治体が特別投資契約に定める産業活動促進策を投資家に対して適用しなかった場合、投資家は、司法手続きによって特別投資契約を破棄し、かつその結果被る実質損失額の賠償を特別投資契約に定める手続きによって請求することができる。

5. ロシア連邦、ロシア連邦構成主体および地方自治体は、共同で損失を発生させた場合、特別投資契約に別段の定めのないかぎり、実際の損害額を、特別投資契約が定める産業活動促進策の適用義務を各人が履行しなかった割合に応じて補償するものとする。

6. ロシア連邦および(または)ロシア連邦構成主体および(または)地方自治体が、特別投資契約に基づいて実施されるプロジェクトに適用すべき投資家のための経済活動実施条件の安定性を本連邦法第18<sub>4</sub>条の第1項および第2項に定めるとおりに確保しなかった場合、ロシア連邦および(または)ロシア連邦構成主体および(または)地方自治体は、特別投資契約の条件にしたがい、ロシア連邦公共予算制度に属する相応の予算を財源として、投資家に対して実際の損失額の補償を行う。

7. 投資家のための経済活動実施条件の安定性が確保されなかったために得られなかった収益(逸失利益)は補償の対象とはならない。

8. 特別投資契約に定める産業活動促進策適用義務のロシア連邦および(または)ロシア連邦構成主体および(または)地方自治体による不履行以外の理由により、投資家が本連邦法第18<sub>2</sub>条の第5項第1号に基づいて特別投資契約が定める義務を50%未満しか履行しなかったか、または投資家が本連邦法第18<sub>2</sub>条第5項第5号〜第7号に基づいて特別投資契約が定める義務を履行しなかった場合、投資

家は、ロシア連邦および（または）ロシア連邦構成主体および（または）地方自治体の請求に基づき、特別投資契約に定める金額の罰金を特別投資契約に定める手順にしたがって支払わなければならない。

9. 特別投資契約に定める産業活動促進策適用義務のロシア連邦および（または）ロシア連邦構成主体および（または）地方自治体による不履行以外の理由により、投資家が本連邦第 18<sub>2</sub>条の第 5 項第 1 号に基づいて特別投資契約が定める義務を 50%以上履行しなかったか、投資家がまたは本連邦法第 18<sub>2</sub>条第 5 項第 2 号および第 3 号に基づいて特別投資契約が定める義務を履行しなかった場合、ロシア連邦および（または）ロシア連邦構成主体および（または）地方自治体は、司法外手続きによって特別投資契約の履行を拒否し、かつ実際の損失額の補償を投資家に要求することができる。

10. 税務機関および（または）税関が、租税公課に関する法ならびに（または）国際条約およびユーラシア経済連合の法に含まれる文書ならびに税関規制に関するロシア連邦の法にしたがって租税公課、保険料、関税、違約金、利息および罰金の納付を投資家に要求したとしても、そのこと自体は特別投資契約の条件に対する違反とは見なされない。ロシア連邦および（または）ロシア連邦構成主体および（または）地方自治体が、特別投資契約上の義務に投資家が違反したことに関連して発生した実際の損失額の補償を投資家に請求した場合には、租税公課に関する法ならびに（または）国際条約およびユーラシア経済連合の法に含まれる文書ならびに税関規制に関するロシア連邦の法に基づいて税務機関および（または）税関が行った要求にしたがって実際の損失の補償請求が提示された時点で投資家がロシア連邦の公共预算制度に属する予算に対して納付していた、および（または）納付することになる、金額は損失総額から差し引かれる。

11. 仲裁裁判所が投資家の破産（倒産）を認定する決定を下した場合には、ロシア連邦および（または）ロシア連邦構成主体および（または）地方自治体は、実際の損失額の補償を投資家に対して行うことなしに、司法外手続きによって、特別投資契約の履行を拒否することができる。

12. 特別投資契約の条件に別段の定めがないかぎり、特別投資契約に基づくプロジェクトの実施条件を悪化させるような商業上の制限措置、商品の貿易に係わる措置、通商活動に対する禁止事項および制限事項、特別投資契約に基づくプロジェクトの実施に用いる商品輸入の際の新しい税関管理手続き、ならびにロシア連邦およびロシア連邦在住者に対するその他の制限的な措置が外国の国家、国家的連合および（もしくは）同盟および（もしくは）外国の国家または国家連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）機関によって発動されたことによって、またロシア連邦によって外国の国家、国家的連合および（もしくは）同盟および（もしくは）外国の国家または国家連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）機関に対して制限的な措置が発動されたことによって、特別投資契約に定める義務の履行が不可能となった場合には、特別投資契約の当事者のいずれかの側からの請求に基づいて、特別投資契約および（または）本連邦法が定める責任を課すことなしに、司法手続きによって特別投資契約の期限前破棄を行うことができる。

（本条は 2019 年 8 月 2 日付連邦法第 290-FZ 号によって追加された）

### 第 3 章 産業の地域的发展

#### 第 19 条 インダストリー（産業）パーク

1. 連邦法、ロシア連邦大統領の法令文書およびロシア連邦政府の法令文書が定める産業活動促進策をインダストリー（産業）パークの管理会社およびインダストリー（産業）パークの構成に含まれる産業インフラストラクチャー施設を利用する産業活動主体に対して適用する場合は、インダストリー（産業）パークおよびその管理会社がロシア連邦政府の定める要求事項に適合していることが条件となる。

2. インダストリー（産業）パークおよびインダストリー（産業）パーク管理会社がロシア連邦政府の定めたインダストリー（産業）パークおよびインダストリー（産業）パーク管理会社に対する要求事項に適合しているか否かの確認は、管轄機関が、ロシア連邦政府の定めた方法によってこれを行う。

3. ロシア連邦構成主体の法令文書が定める産業活動促進策のインダストリー（産業）パークの管理会社およびインダストリー（産業）パークの構成に含まれる産業インフラストラクチャー施設を利用する産業活動主体に対する適用は、当該のインダストリー（産業）パークおよびインダストリー（産業）パーク管理会社が本条第1項に定める要求事項に適合している場合にかぎり、また、本連邦法第7条第1項第5号に基づきロシア連邦構成主体が追加要求事項を定めている場合にはそれらの事項にも適合している場合にかぎって、ロシア連邦構成主体の法令文書の定める方法によってこれを行う。

4. ロシア連邦構成主体の域内におけるインダストリー（産業）パークの新設および既存インダストリー（産業）パークの拡充は、ロシア連邦の空間的發展戦略ならびにロシア連邦の地域計画スキームおよびロシア連邦構成主体の地域計画スキームを考慮に入れたうえで行う。*（2018年6月27日付連邦法第160-FZ号による改訂版）*

## 第19<sub>1</sub>条 産業テクノパーク

1. 連邦法、ロシア連邦大統領の法令文書およびロシア連邦政府の法令文書が定める産業活動促進策を産業テクノパークの管理会社ならびに産業テクノパークの構成に含まれるテクノロジーインフラストラクチャーおよび産業インフラストラクチャー施設を利用する産業活動主体に適用する場合は、産業テクノパークおよびその管理会社がロシア連邦政府の定める要求事項に適合していることが条件となる。

2. 産業テクノパークおよび産業テクノパーク管理会社がロシア連邦政府の定めた産業テクノパークおよび産業テクノパーク管理会社に対する要求事項に適合しているか否かの確認は、管轄機関が、ロシア連邦政府の定めた方法によってこれを行う。

3. ロシア連邦構成主体の法令文書が定める産業活動促進策の産業テクノパーク管理会社および産業テクノパークの構成に含まれるテクノロジーインフラストラクチャーおよび産業インフラストラクチャー施設を利用する産業活動主体に対する適用は、当該の産業テクノパークおよび産業テクノパーク管理会社が本条第1項に定める要求事項に適合している場合にかぎり、また、本連邦法第7条第1項第5号に基づきロシア連邦構成主体が追加要求事項を定めている場合にはそれらの事項にも適合している場合にかぎって、ロシア連邦構成主体の法令文書の定める方法によってこれを行う。

4. ロシア連邦構成主体の域内における産業テクノパークの新設および既存産業テクノパークの拡充は、ロシア連邦の空間的發展戦略ならびにロシア連邦の地域計画スキームおよびロシア連邦構成主体の地域計画スキームを考慮に入れたうえでこれを行う。

(本条は2018年6月27日付連邦法第160-FZ号により追加された)

## 第20条 産業クラスター

1. 連邦法、ロシア連邦大統領の法令文書およびロシア連邦政府の法令文書が定める産業活動促進策の産業クラスターに対する適用は、産業クラスターの発展に対する方法論的、組織的、専門分析・情動的支援を行う専門機関が設立されており、かつ当該の産業クラスターおよび産業クラスター専門機関がロシア連邦政府の定める要求事項に適合している場合にかぎって可能となる。産業クラスターおよび産業クラスター専門機関がロシア連邦政府の定める要求事項に適合しているか否かの確認は、ロシア連邦政府が定めた方法によってこれを行う。

2. ロシア連邦構成主体の法令文書が定める産業活動促進策の産業クラスターに対する適用は、産業クラスターおよび産業クラスター専門機関が本条第1項に定める要求事項に適合している場合にかぎり、また、本連邦法第7条第1項第5号に基づきロシア連邦構成主体が追加要求事項を定めている場合にはそれらの事項にも適合している場合にかぎって、ロシア連邦構成主体の法令文書の定める方法によってこれを行う。

3. ロシア連邦構成主体の域内における産業クラスターの新設および既存産業クラスターの拡充は、ロシア連邦の空間的發展戦略ならびにロシア連邦の地域計画スキームおよびロシア連邦構成主体の地域計画スキームを考慮に入れたうえでこれを行う。

## 第4章 軍産複合体に関する産業政策の例外規定

### 第21条 軍産複合体に関する産業政策の立案および実行

1. 軍産複合体に関する産業政策の立案および実行は、ロシア連邦大統領が承認した10年間およびその後の期間の軍産複合体の発展に係わる国家政策の基本方針ならびに防衛に関するロシア連邦の法が定める目的、課題および優先的方向性に基づいてこれを行う。

2. 軍産複合体の構成は、ロシア連邦政府が定めた手順によって作成される軍産複合体所属組織総合登録簿にこれを定める。軍産複合体所属組織総合登録簿の管理は管轄機関が行う。

3. 軍産複合体に関する産業政策の立案および実行にあたっては以下をその基本的な課題とする。

1) 軍産複合体所属組織の産業活動を管理する効果的なシステムの構築

2) 軍産複合体所属組織の生産・技術ポテンシャルを、国防能力強化および国家安全保障に資する最新の兵器ならびに軍用および特殊機器の総合的装備、競争的環境のもとにおけるロシア連邦の優位性の実現、ならびにロシアおよび世界のハイテクノロジー製品市場における地位の確保を可能とする効果的なイノベーションリソースに変容させる。

4. 軍産複合体に関する産業政策の立案および実行にあたっては、以下を優先的方向性とする。

1) ロシア連邦軍、その他の軍隊、軍事組織および軍事機関に対して、最新の兵器ならびに軍用および特殊機器の総合的装備を実現する

2) 軍産複合体において研究・技術シーズを構築し産業製品の品質および競争力向上を目的として軍産複合体所属組織の技術を近代化する

3) 軍産複合体統合機構の創設などの手段によって軍産複合体所属組織の体制を改善する

4) 軍産複合体のイノベーション的發展を実現し、産業における国際協力を発展させる

5) 軍産複合体所属組織の人材ポテンシャルを育成する

6) 軍産複合体所属組織の機能を情報分析面で支援する

7) 軍産複合体所属組織が安全に機能することを保障する

8) 軍用、特殊用途および軍民両用用途のイノベティブテクノロジーおよびハイテクノロジー製品生産業の開発および構築に係わる中小企業を育成する。

5. 軍産複合体に関する産業政策の立案および実行の効果を評価するために、管轄機関は、原子力利用の管理を担当する機関と共同で、毎年、軍産複合体所属組織の状況と発展の動向に関する総合的評価を実施する。

6. 軍産複合体所属組織が行った産業活動の成果に関する情報のうち、国家産業情報システムに掲載するものの一覧は、国家機密に関するロシア連邦の法の要求事項を考慮に入れてこれを定める。

## **第 22 条 軍産複合体における産業活動促進策適用の例外規定**

1. 軍産複合体における産業活動促進策の適用は、以下の事項の必要性を考慮に入れてこれを行う。

1) 軍産複合体所属組織に、最新の兵器ならびに軍用および特殊機器の総合的開発および生産を行う準備を完了させる

2) 最新の兵器ならびに軍用および特殊機器を総合的に生産するための産業インフラストラクチャーを構築する

3) 国家防衛発注の割当および履行の手続きを改善する。ここには、国家防衛発注に競争入札以外の方法を用いること（納入企業が一社の場合を含む）、および国家防衛発注の共同履行者に前払いを保証することなども含まれる

4) 長期契約に基づいて納入される軍事用途の産業製品の価格設定を改善する、および国家防衛発注に基づいて納入される軍事用途の産業製品の価格に対する国家調整システムを構築する

5) 兵器ならびに軍用および特殊機器の保証期間を増大および延長することによる費用軽減を目的として、軍産複合体所属組織に経済的インセンティブを与える条件を整備する

6) 軍産複合体における国家資産管理の効率を向上させる

7) 軍産複合体所属組織の財務・経済状態を健全化し、倒産を防止する。

2. 国家防衛発注が軍産複合体所属組織によって確実に履行されることを目的として、ある軍産複合体統合機構に属する軍産複合体所属組織による国家防衛発注の不履行または不適切な履行に対して、連邦法に別段の定めのないかぎり、当該軍産複合体統合機構を統括する組織の連帯責任を定める。

## 第5章 附則

### 第23条 本連邦法の施行

本連邦法はその公示の日から 180 日を経過した時点で施行される。

ロシア連邦大統領

V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2014 年 12 月 31 日

第 488-FZ 号